

■議案第50号 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成24年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとして四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「社団法人 四万十町観光協会」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町興津青少年旅行村
施設の所在地 四万十町興津

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 社団法人 四万十町観光協会
団体の所在地 四万十町茂串町2番3号

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町興津青少年旅行村は、興津の自然環境の特色を活かし、訪れる町内外の利用者に有意義な余暇時間を提供し、明日への活力を養ってもらうとともに、地域間交流その他の用に供する施設として設置した施設であり、平成21年4月1日より平成24年3月31日まで、「社団法人 四万十町観光協会」を指定管理者として指定し指定管理業務にあたってきました。指定期間中は、施設の効用を最大限発揮し、管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き現在指定を受けている「社団法人 四万十町観光協会」を、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補として選定します。